

【令和7年度 職員の給与の男女の差異の公表】

1 全職員に関する情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.90%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.85%
全職員	75.34%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	97.32%
課長相当職	93.16%
課長補佐相当職	95.88%
係長相当職	94.13%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.39%
31～35年	89.93%
26～30年	87.69%
21～25年	91.14%
16～20年	85.06%
11～15年	89.48%
6～10年	91.61%
1～5年	93.70%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、フルタイム勤務以外の職員は、勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ・管理職手当について、管理職に占める女性職員の割合が 8.6%となっており、相対的に男性に支給している割合が多い。また、扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 95.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 88.6%である。
- ・任期の定めのない常勤職員と、任期の定めのない常勤職員以外の職員数の割合が、男性では約 8:2、女性では約 4:6 である。相対的に給与水準の低い、任期の定めのない常勤職員以外の職員が、女性職員に占める割合が多いことにより、全職員における差異が大きくなっている。